

特別養護老人ホームさくらの里 運営規程

(介護老人福祉施設)

(趣旨)

- 第1条 社会福祉法人高遠さくら福祉会が開設する特別養護老人ホームさくらの里(以下、「施設」という。)が実施する施設サービス(以下、「サービス」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護者に対し、施設サービス計画に基づいた適正なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 施設の従業者は、利用者が可能な限り居宅における生活への復帰ができることを念頭に、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の生活基本動作を支援し、趣味活動や機能訓練等の社会的便宜を提供し、充実した生活が確保できるように努める。
- 2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
- 3 明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、居宅支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- 4 利用者の心身の状況やその置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる場合には、利用者及び身元引受人の希望、退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、利用者の円滑な退所のために必要な援助をおこなう。

(名称及び所在地)

- 第3条 名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名 称 社会福祉法人高遠さくら福祉会 特別養護老人ホームさくらの里
- (2) 所在地 長野県伊那市高遠町勝間 220 番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

- 第4条 施設に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は、次のとおりとする。

- ① 管理者(施設長) 1名(常勤)
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務を一元的に行う。
- ② 医師 1名以上(非常勤)
医師は、利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとる。
- ③ 生活相談員 1名以上
生活相談員は、利用者又は身元引受人からの相談に適切に応じるとともに、関係機関との連携をとり、必要な助言その他の援助を行なう。
- ④ 介護支援専門員 1名以上
介護支援専門員は、利用者のサービス計画を立案する。

- ⑤ 看護職員 3 名以上
看護職員は、利用者の健康保持のため、適切な措置をとる。
- ⑥ 介護職員 31 名以上
介護職員は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。
- ⑦ 機能訓練指導員 1 名以上
機能訓練指導員は、運動療法、作業療法、日常生活訓練、レクリエーション等を通して利用者の心身の機能向上を行う。
- ⑧ 管理栄養士 1 名以上
管理栄養士は、栄養管理指導、調理献立の作成に関わる業務を行う。
- ⑨ 業務職員 1 名以上
業務職員は、施設の管理、洗濯業務、入退所者の送迎等に係る業務を行う。
- ⑩ 事務職員 1 名以上
施設の運営規定に必要な事務、経理、庶務、その他事務業務全般、施設管理、ボランティアに係る業務を行う。

(入所定員)

第 5 条 施設の入居定員は、91 人とする。

(サービス提供にあたっての方針)

- 第 6 条 身体上又は精神上著しい障害があるため常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、サービスを提供する。
- 2 サービスの提供に当たっては、担当介護支援専門員が作成する施設サービス計画に基づいて、要介護状態の軽減又は重度化の防止に努めるよう行う。なお、サービス計画については、その原案を利用者及び身元引受人に対し説明して同意を得るものとする。
 - 3 災害その他やむをえない事情がある場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。
 - 4 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため身体拘束適正化委員会を設け、指針を定める。緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。
 - 5 前項の規定により、利用者の身体的拘束その他の行動を制限する場合は、文書により利用者及び身元引受人に対し説明して同意を得るものとする。
 - 6 利用者の診療に当たっては、利用者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響及びその置かれている環境等に配慮して妥当適切に行う。
 - 7 利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力病院並びに協力歯科医療機関を定めておくものとする。
 - 8 施設は、自らその提供する介護保険施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(利用料その他の費用の額)

第7条 施設サービスを提供した利用料の額は、介護保険負担割合証に応じた割合相当分の利用料に加え、居住費及び食費の負担額とする。

2 前項のほか、利用に応じて料金を徴収する

- | | |
|------------------------------|------------|
| (1) 入居者が選定する特別な食事 | 実費 |
| (2) 理美容代 | 2,500 円 |
| (3) テレビ・電気毛布等の電気代 | 1 日当り 50 円 |
| (4) その他クラブ活動費、行事、行楽費等個別対応の費用 | 実費 |

上記に係る費用の徴収に際しては、あらかじめ入居者または身元引受人に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、入居者の同意を得るものとする。

3 前各号に定めるもののほか、日常生活において必要となるものに係る費用で、その入居者に負担させることが適当と認められる費用 実費

(施設サービスの内容)

第8条 施設サービスの内容は、次の通りとする。

- 2 入所に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又は身元引受人に対し処遇上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。
- 3 介護は、利用者の心身の状況に応じて適切な技術により行い、1 週間に 2 回以上入浴又は清拭を行う。
- 4 利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用水等は、衛生的な管理に努め、医薬品などの管理を適正に行う。
- 5 感染症の発生や感染症が蔓延しないよう、研修や訓練等必要な措置を講ずる。
- 6 利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行い、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えるものとする。
- 7 食事の提供は、栄養並びに利用者の身体の状態及び嗜好を考慮したものとし、適切な時間において利用者の自立の支援に配慮して、可能な限り離床して食堂で行うものとする。
- 8 利用者に褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防する。
- 9 利用者に対しては、前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容、口腔衛生管理等の介護を適切に行うものとする。

(施設利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者が施設サービスの提供を受ける際に注意すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 入所時に、施設内で行われるサービスに関する説明を受け、十分に理解をした上でサービスを受けるものとする
- (2) 施設内の器具・設備の使用については、施設職員の指示に従うものとし、器具の破損等には十分注意する
- (3) 施設内に、危険物等、他の利用者の迷惑となるようなものは持ち込まない
- (4) 施設における日課を守るとともに、他の利用者の迷惑となるような行為については行

わないものとする。

（苦情解決）

第 10 条 提供したサービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために苦情を受付けるための窓口を設置するものとする。

2 提供したサービスに関して、介護保険法第 23 条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第 176 条第 1 項第 2 号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（虐待防止のための措置）

第 11 条 施設は利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、必要な措置を講じる。

（1） 虐待防止に関する責任者は施設長とし、担当者を配置する。

（2） 虐待防止のための指針を整備し、定期的に職員研修を開催する。

（3） サービス提供時に当該施設または養護者（家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通知する。

（緊急時における対応）

第 12 条 利用者に病状の急変もしくはその他特別な事情が発生した際は、看護職員より医師へその旨を連絡し、状態に応じた対応の指示を得、必要な場合においては、各医療機関への受診へ繋げるものとする。

2 第 1 項について、施設内に看護職員不在の時間帯においては、勤務する介護職員等より看護職員への連絡を行うものとし（オンコール）、24 時間緊急時に対応する。

（非常災害対策）

第 13 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また消防法 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

（1） 防火管理者は事業所ごと担当者を選任し、火元責任者には事業所ごと担当者を配置する。

（2） 始業時・終業時には火災危険防止のため、自主的に点検を行う。

（3） 非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。

（4） 非常災害設備は常に有効に保持するよう努める。

（5） 火災の発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限度にとどめるため、自衛

消防隊を編成し、任務の遂行にあたる。

- (6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
- | | |
|------------------------|---------|
| ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難） | 年 2 回以上 |
| ② 利用者を含めた総合訓練 | 年 1 回以上 |
| ③ 非常災害用設備の使用方法的徹底 | 随時 |
- (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(業務継続計画の策定等)

- 第 14 条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する施設サービスの提供を継続的に実施するため、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(事故発生時の対応)

- 第 15 条 施設は、事故の発生とその再発を防止するため、指針及び体制を整備し、事故発生防止のための担当者を置き、委員会を設け適切に実施する。
- 2 利用者に事故が発生した場合は、速やかに利用者の身元引受人に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 3 利用者に対するサービスの提供により、施設の責に帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合は、利用者の身元引受人に連絡を行うとともに損害賠償を速やかに行う。

(記録の保存、閲覧)

- 第 16 条 事業所は、サービス提供に関する計画、提供したサービス内容等の記録、身体拘束等の様態及び時間・状況並びに理由の記録、受け付けた苦情の内容等の記録、事故の状況及び行った措置の記録は、契約終了日より 5 年間保存する。
- 2 入居者及び身元引受人からの請求に応じて、サービス実施記録を閲覧又は複写物を交付する。なお、複写物作成等にかかる費用は、請求者の負担とする。

(その他運営に関する留意事項)

- 第 17 条 従業者の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させる。
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又は身元引受人の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は身元引受人の秘密を保持させるた

め、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。

4 施設は適切な介護の提供を確保する観点から、入居者またはご家族等からのハラスメント行為等で業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するために必要な措置を講ずるものとする。

5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人高遠さくら福祉会が定めるものとする。

(契約)

第18条 施設の入所に当たっては、この運営規程に定める事項に基づき、別に定める重要事項説明書と合わせ別紙に定める様式により契約を締結する。

附則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

この規程は、平成15年9月1日から施行する。

この規程は、平成16年8月1日から施行する。(身体的拘束に関する同意の規定)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規定は、平成23年4月1日から施行する。

この規定は、平成25年4月1日から施行する。

この規定は、平成26年4月1日から施行する。

この規定は、平成27年4月1日から施行する。

この規定は、平成28年4月1日から施行する。

この規定は、平成28年6月1日から施行する。

この規定は、平成30年4月1日から施行する。

この規定は、令和元年6月1日から施行する。

この規定は、令和2年4月1日から施行する。

この規定は、令和2年11月1日から施行する。

この規定は、令和3年2月1日から施行する。

この規定は、令和3年7月1日から施行する。

この規定は、令和4年4月1日から施行する。

この規定は、令和4年7月1日から施行する。

この規定は、令和4年10月1日から施行する。

この規定は、令和5年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年6月21日から施行し、令和6年4月1日より適用する。

特別養護老人ホームさくらの里 重要事項説明書

(介護老人福祉施設)

1 施設の概要

(1) 施設の名称等

施設名	介護老人福祉施設 さくらの里
開設年月日	平成 14 年 4 月 1 日
所在地	長野県伊那市高遠町勝間 220 番地
電話番号	0265-94-1181
施設長	古村 香
介護保険事業所番号	2072400639

(2) 介護老人福祉施設の目的と運営方針

介護老人福祉施設は、施設サービス計画に基づいて可能な限り居宅における生活への復帰を念頭に置き、入浴・排泄・食事等の世話・在宅復帰に対する相談やそれを支援すること。また、家庭における生活と同様な社会生活上の便宜を提供し、機能訓練や療養上の世話を行うことにより、入所している方がその有する能力に応じできるだけ自立した生活ができるように支援するところです。

その支援に当たっての基本的な精神は、入所している方の意思と人格を尊重して、常に入所している方の立場に立ったサービスを提供することであり、施設の中の雰囲気はいつも明るく家庭的であるように努めるとともに、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行うことが求められます。なお、地域との結びつきでは、居宅支援事業者や市町村、他の介護保険施設や保健医療サービス機関との連携も重要視されます。

この目的に沿って、当施設では、つぎのように運営方針を定めます。

「介護老人福祉施設さくらの里は、利用者の自立支援の促進を基本として、家庭生活と同じ雰囲気、明るく家庭的な生活が送れるよう努めます。また、チームケアにより利用者の意思と人格を尊重した質の高いサービスを提供致します。そのために常日頃から職員の資質の向上を目指して参ります。更に地域との交流を深め、地域に開かれた施設として共に支え合う施設を造ります。更に施設環境整備にも万全を期し利用者が安心して入所生活が送られるよう努めて参ります。」

(3) 施設の職員体制

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準に基づき、規定された人員以上の職員を配置しております。

職 名	人 数	職 名	人 数
施設長（常勤）	1 名	医師（非常勤）	1 名以上
生活相談員	1 名以上	介護支援専門員	1 名以上
看護職員	3 名以上	介護職員	31 名以上
機能訓練指導員	1 名以上	業務職員	1 名以上
管理栄養士	1 名以上	事務職員	1 名以上

(4) 入所定員等

入所 91 床

階	個 室	2 人部屋	4 人部屋	合 計
1	0	0	5	20 人
2	13	2	6	41 人
3	8	1	5	30 人

短期 11 床

階	個 室	2 人部屋	4 人部屋	合 計
1	5	1	1	11 人

2 サービス内容

(1) 施設サービス計画の立案

(2) 食事

食事は、原則としてホールでおとり戴きます。食事の時間は、次のとおりです。なお、食事の場所や時間、メニューなど希望に応じて選んでいただく事も可能ですので相談ください。

朝食 8時から9時	昼食 12時から13時	夕食 18時から19時
-----------	-------------	-------------

(3) 入浴

歩行可能な方は、一般浴槽で入浴致しますが、入浴に特別な介助を要する方は、特別浴槽で対応致します。また、希望に応じて入浴方法を考慮させていただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。

(4) 口腔ケア

毎食後、歯みがきや口腔衛生のための支援を行います。

(5) 医学的管理及び看護

医師・看護職員により利用者の状態に照らして適切な医療・看護を提供致します。また、長期利用者には健康診断等の健康管理も行います。

(6) 介護

介護職員は、利用者に対し必要な介護及び支援を行います。

(7) 機能訓練

機能訓練指導員・看護職員・介護職員等によるレクリエーションなども含めたリハビリテーションを行います。

(8) 相談支援

生活相談員が入退所・苦情等入所に関する相談に応じます。

(9) 看取り介護

希望により、別紙「看取りに関する指針」に基づいた看取り介護を行います。

(10) 理美容サービス

外部の業者によって月3～4回実施致します。

(11) 行政手続き代行

介護認定申請の代行など必要な手続きを施設が代行致します。

(12) 日常生活費支払代行

日常生活の中での支払を施設が代行致します。

(13) その他

上記の他必要に応じてサービスの提供を致します。

3 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力戴き、利用者の日頃の健康状態や状態が急変した場合には、速やかに対応できるように致しております。

【協力医療機関】

名 称	医療法人 社団慈心会 北原内科
住 所	長野県伊那市高遠町西高遠 301 番地
電 話	0265-94-2255
名 称	医療法人大和会 秋城医院 花の道クリニック
住 所	長野県駒ヶ根市赤穂 9870 番地
電 話	0265-81-8171
名 称	元の気クリニック
住 所	長野県伊那市西春近 2680 番地 1 号
電 話	0265-74-2007
名 称	伊那中央病院
住 所	長野県伊那市小四郎久保 1313 番地 1
電 話	0265-72-3121

【協力歯科医療機関】

名 称	馬場歯科医院
住 所	長野県伊那市高遠町西高遠 832 番地イ
電 話	0265-94-2164
名 称	原歯科医院
住 所	長野県伊那市高遠町西高遠 1700 番地
電 話	0265-94-3551
名 称	保科歯科医院
住 所	長野県伊那市高遠町小原 1005 番地 1 号
電 話	0265-94-2689

※ なお、緊急の場合には、契約時に記入戴いた連絡先に連絡致します。第 1 順位の連絡先が不在の場合は、予め提出された順番により連絡致します。

4 利用料金

(1) 利用料金は別紙 1 に定めます。

(2) 支払方法

毎月 15 日頃に前月分の請求書を発行しますので、現金又は振込される場合は請求月末日までにお支払いください。口座引落の場合は、27 日（金融機関が休日の場合は翌営業日）に指定口座より引き落としできるようにしてください。

5 入退所について

(1) 入所について

入所は、事前の相談に基づいて契約の日から入所のサービスを提供致します。

(2) 退所について

ア お客様の都合により退所される場合は、退所を希望する日の 7 日前までにお申し出ください。

イ 自動的契約の終了

- ・ 利用者が他の介護保険施設に入所した場合
- ・ 利用者の要介護認定更新が非該当又は要支援と認定された場合。（この場合は、更新前の認定期間で契約終了となります。）
- ・ 利用者が亡くなられた場合

ウ 契約終了

- ・ 利用者がサービス利用料金を 3 ヶ月以上滞納し、再三催告しても支払わない場合
- ・ 利用者が、病院又は診療所に入院し、明らかに 3 ヶ月以内に退院できる見込みがない場合。また入院後 3 ヶ月を経過しても退院できないことが明らかになった場合。（この場合文書で通知の上契約終了となります。なお、退院見込みが明らかになり再入所を希望されるときは、相談ください。）
- ・ 利用者が故意又は重大な過失により、事業者又はサービス従業者若しくは他の利用

者等の生命、身体、財物及び信用を傷つけ、又は著しい背信行為を行うことなどによって契約の継続に重大な支障をきたした場合。（1ヶ月前に文書で通知して契約を終了します。）

- ・ 利用者及びその身元引受人並びに家族縁者等が施設利用以外に関することで、施設の業務遂行を妨げる行為を生じさせた場合。
- ・ 天災等により施設の使用が不能となった場合
- ・ 止むを得ない事情により当施設を閉鎖又は縮小する場合（この場合は、30日前まで文書により通知します。）

6 施設利用に当たっての留意事項

- （1） 面会
毎日、午前8時30分～午後7時までできます。
- （2） 外出・外泊
各フロアーのサービスステーションで所定の手続きを済ませてください。
- （3） 飲酒
定められた場所と時間をお願いしております。
- （4） 所持品・備品等の持ち込み
予め入所時に確認を行いますが、必ず記名をお願いします。
- （5） 金銭及び貴重品の管理
自己管理のもと、必要な金銭以外はトラブル防止のためできる限り持ち込みは遠慮ください。施設へ預ける場合は、預かり金規程に基づき管理します。
- （6） 外泊時等施設外での受診
施設外で医療機関に受診する場合は、施設担当医との関連もありますので、事前に職員に申し出てください。
- （7） 宗教活動
施設内での宗教活動は遠慮ください。
- （8） ペット等の飼育、持込み
他の利用者等の迷惑となる恐れがありますので、遠慮ください。

7 非常災害対策

- ・ 施設の防災計画に基づき、防災訓練を年2回実施致し非常時に備えています。また、施設内にはスプリンクラー、消火器、消火栓を備えてあります。避難経路は屋内に特別避難階段、屋外には避難用の滑り台を設置しております。
- ・ 火災発生等の災害発生時は、当直者、夜勤者が初期消火に努める一方消防署、職員連絡網によりそれぞれ速やかな情報伝達を行います。
- ・ 消防署、職員が駆けつけるまで、5人の夜勤者が利用者の避難誘導に当たります。

8 感染症予防対策

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、体制の整備と研修を行ない、衛生管理および衛生的なケアを行います。

9 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して入所生活を送って戴くために、利用者及び身元引受人の「営利行為、宗教活動、特定の政治活動」は禁止しております。

10 身体拘束等の廃止について

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。

緊急やむを得ず利用者の身体的拘束その他の行動を制限する場合は、文書により利用者及び身元引受人に対し説明して同意を得るものとします。

11 虐待防止について

虐待防止のための体制を整備し、指針に基づき未然防止に努め、虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合は速やかに適切に対処します。

12 事故発生の防止及び発生時の対応

当施設では、安全かつ適切に質の高いサービスを提供するために事故発生防止の指針を定め、事故を防止するための体制を整備しています。

入居者に対するサービス提供によりやむをえず事故が発生した場合は、迅速に応急処置を行なうとともに、身元引受人に対して連絡を行ないます。

事故の発生状況や対応については記録し、保険者に報告します。さらに賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行なうものとします。

13 サービス内容に関する要望及び苦情等の相談

当施設の生活相談員に気軽に相談ください。看護・介護職員や施設長に直接お話戴いても結構です。なお、当施設では、苦情解決に関する規程に基づき下記の方に苦情解決のための第三者委員を委嘱しております。

丸山 敦	
伊藤 のり子	
伊東 秀岳	

また、住所地の各市町村の介護保険担当窓口及び下記の長野県国保団体連合会に相談することもできます。

伊那市役所 保健福祉部 社会福祉課	〒396－8617 長野県伊那市下新田 3050	0265－78－4111（代）
長野県 国保団体連合会	〒380－8111 長野市大字西長野字加茂北 143－8	026－238－1580

14 提供するサービスの第三者評価の実施状況

第三者評価は受審しておりません。

① 介護福祉施設サービス費

(1 日あたりの単位数)

種類 \ 介護度	要介護度				
	1	2	3	4	5
従来型個室	589	659	732	802	871
多床室	589	659	732	802	871

注1 上記以外に、次の項目を加算算定する、もしくは算定する可能性があります。

日常生活継続支援加算 36 単位/日又はサービス提供体制強化加算 (Ⅰ) 22 単位/日
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ) 18 単位/日のいずれか、看護体制加算 (Ⅰ) 4 単位/日、看護体制加算 (Ⅱ) 8 単位/日、夜勤職員配置加算 (Ⅲ) 16 単位/日、個別機能訓練加算 (Ⅰ) 12 単位/日、個別機能訓練加算 (Ⅱ) 20 単位/月、科学的介護推進体制加算 (Ⅱ) 50 単位/月、褥瘡マネジメント加算 (Ⅰ) 3 単位/月又は褥瘡マネジメント加算 (Ⅱ) 13 単位/月のいずれか、栄養マネジメント強化加算 11 単位/日、ADL 維持等加算 (Ⅰ) 30 単位/月又は ADL 維持等加算 (Ⅱ) 60 単位/月のいずれか、排せつ支援加算 (Ⅰ) 10 単位/月又は排せつ支援加算 (Ⅱ) 15 単位/月又は排せつ支援加算 (Ⅲ) 20 単位/月のいずれか、精神科医師定期的療養指導加算 5 単位/日、高齢者施設等感染対策向上加算 (Ⅱ) 5 単位/月、生産性向上推進体制加算 (Ⅱ) 10 単位/月、介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ) 基本サービス費及び各種加算を加えた単位数の 14% が別途加算。

注2 入所後 30 日間に限り、初期加算として 30 単位/日加算されます。入所初日に限り安全対策体制加算 20 単位/回加算されます。

注3 外泊加算 246 単位/日、経口移行加算 28 単位/日、経口維持加算 (Ⅰ) 400 単位/月・(Ⅱ) 100 単位/月、療養食加算 6 単位/回、退所時等相談援助加算 400~500 単位/回、若年性認知症入所者受入加算 120 単位/日、低栄養リスク 300 単位/月、看取り介護加算 (Ⅰ) 72~1,280 単位/日又は、看取り介護加算 (Ⅱ) 72~1,580 単位/日のいずれか、配置医師緊急時対応加算 650~1300 単位/回を頂く場合があります。

注4 負担割合に応じ、単位数×10 円の 1~3 割が利用者負担となります。

注5 平成 17 年 9 月 30 日以前より個室に入所されている方は、引き続き経過措置の対象となり、多床室の単位が適用されます。

② 居住費及び食費 (負担限度額)

ア. 居住費

個室 (従来型) 1 日当たり 1,231 円

多床室 1 日当たり 915 円

イ. 食費

1 日当たり 1,445 円

ア及びイについて、特定利用者介護サービス費の対象者（利用者負担第1段階から第3段階の方）は、下記の料金表の通り、利用者負担段階に応じて負担限度額をお支払いいただきます。基準費用額との差額は、介護保険より補足給付されます。なお、第4段階の方は補足給付がありませんので、全額お支払いいただきます。

（単位：円／日）

種類 \ 段階		第1段階	第2段階	第3段階 ①	第3段階 ②	第4段階
滞在費	個室（従来型）	380	480	880	880	1,231
	多床室	0	430	430	430	915
食費		300	390	650	1,360	1,445

③ その他の料金

（単位：円／日）

種 類	金 額
特別な食事	1食ごとの実費
理美容代	1回当たり 2,500 円
行政手続代行	実費
金銭管理費	1日当たり 100 円
テレビ・電気毛布等の 電気代	1日当たり 50 円
医療費	医療機関に掛かった場合はその実費
家族会費	1ヶ月あたり 200 円
その他クラブ活動・行事・行楽費等個別対応の費用については、自己負担となります。	

重要事項説明書（介護老人福祉施設） 承諾書

特別養護老人ホームさくらの里（以下、「事業者」という。）の介護老人福祉施設サービス利用にあたり、利用者及び身元引受人に対して契約書及び重要事項説明書に基づく重要事項及び看取りに関する指針を説明致しました。

令和 年 月 日

事業者 特別養護老人ホームさくらの里
住所 長野県伊那市高遠町勝間 220 番地

代表者 施設長 古村 香 印

私は、契約書及び重要事項説明書及び看取りに関する指針により事業者から介護老人福祉施設サービスについての重要事項及び看取りに関する指針の説明を受け、これを承諾致しました。

令和 年 月 日

利用者 住所

氏 名 印

身元引受人 住所

氏 名 印

（続柄 ）

次の理由により、利用者の署名を代行しました。

- ① 利用者の手が不自由で文字の記載ができないため
- ② 利用者の意思が明確でないため
- ③ その他（ ）

特別養護老人ホームさくらの里 運営規程

(短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護)

(趣旨)

第1条 社会福祉法人高遠さくら福祉会が開設する、特別養護老人ホームさくらの里が行う指定(介護予防)短期入所生活介護事業所(以下、「事業所」という。)の適正な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護又は要支援の状態にある高齢者(以下、「利用者」という。)に対し、適正な事業の提供に資することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の職員は、指定(介護予防)短期入所生活介護事業(以下、「事業」という。)の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、入浴、排泄、食事等の自立した日常生活を営むことができるよう支援し、利用者の心身の機能の維持及び向上並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減に努めるものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、指定(介護予防)介護支援事業者等との綿密な連携を図り、良質なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 特別養護老人ホームさくらの里(指定(介護予防)短期入所生活介護事業所)
- (2) 所在地 長野県伊那市高遠町勝間 220 番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 施設に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は、次のとおりとする。

- ① 管理者(施設長) 1名(特別養護老人ホーム兼務)
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務を一元的に行う。
- ② 医師 1名以上(特別養護老人ホーム兼務)
医師は、利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとる。
- ③ 生活相談員 1名以上(特別養護老人ホーム兼務)
生活相談員は、利用者又は身元引受人からの相談に適切に応じるとともに、関係機関との連携をとり、必要な助言その他の援助を行なう。
- ④ 看護職員 3名以上(特別養護老人ホーム兼務)
看護職員は、利用者の健康保持のため、適切な措置をとる。
- ⑤ 介護職員 31名以上(特別養護老人ホーム兼務)
介護職員は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。
- ⑥ 機能訓練指導員 1名以上(特別養護老人ホーム兼務)
機能訓練指導員は、運動療法、作業療法、日常生活訓練、レクリエーション等を通

して利用者の心身の機能向上を行う。

- ⑦ 管理栄養士 1 名以上（特別養護老人ホーム兼務）
管理栄養士は、栄養管理指導、調理献立の作成に関わる業務を行う。
- ⑧ 業務職員 1 名以上（特別養護老人ホーム兼務）
業務職員は、施設の管理、洗濯業務、入退所者の送迎等に係る業務を行う。
- ⑩ 事務職員 1 名以上（特別養護老人ホーム兼務）
施設の運営規定に必要な事務、経理、庶務、その他事務業務全般、施設管理、ボランティアに係る業務を行う。

（営業日及び営業時間）

第 5 条 事業者の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- （１） 営業日 365 日
- （２） 営業時間 24 時間

（利用定員）

第 6 条 事業所の利用定員は、11 名とする。

（送迎の実施区域）

第 7 条 通常の送迎の実施区域は、上伊那地域とする。ただし、身元引受人が希望し送迎車の運行が可能であり、利用者が自己負担料金を支払うことによって送迎を行う場合にはこの限りでない。

（手続きの説明及び同意）

第 8 条 事業の提供に際し、あらかじめ利用申込者又は身元引受人に対し、運営規程の概要、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービス内容及び利用期間等について利用者の同意を得なければならない。

（利用の内容及び利用料金等）

第 9 条 利用の内容は、要介護等に必要な日常生活上の世話とし、事業を提供した場合の利用料の額は、介護保険負担割合証に応じた割合相当分の利用料に加え居住費及び食費の負担額とする。

2 前項のほか、利用に応じて次の料金を徴収する。

- （１） 理美容代 2,500 円
- （２） テレビ・電気毛布等の電気代 1 日当り 50 円
- （３） その他クラブ活動費、行事、行楽費等個別対応の費用 実費

上記に係る費用の徴収に際しては、あらかじめ利用者又は身元引受人に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い利用者の同意を得るものとする。

- 3 前各号に定めるもののほか、日常生活において必要となるものに係る費用でその利用者に負担させることが適当と認められる費用 実費

(指定(介護予防)短期入所生活介護計画の作成)

第10条 相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその環境等を踏まえて、事業の提供の開始前から終了に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画(以下「ケアプラン」と云う。)を作成し、利用者又は身元引受人に対し、その内容について説明しなければならない。

(虐待防止のための措置)

第11条 施設は利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、必要な措置を講じる。

- (1) 虐待防止に関する責任者は施設長とし、担当者を配置する。
- (2) 虐待防止のための指針を整備し、定期的に職員研修を開催する。
- (3) サービス提供時に当該施設または養護者(家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通知する。

(緊急時及び事故発生時の対応)

第12条 施設は、事故の発生とその再発を防止するため、指針及び体制を整備し、事故発生防止のための担当者を置き、委員会を設け適切に実施する。

- 2 利用者に心身の急変その他緊急事態が発生した場合は速やかに利用者の主治医若しくは施設の嘱託医に連絡し、必要な措置を講じなければならない。
- 3 前項の事態が発生した場合は、予め報告されてある身元引受人に速やかに連絡するとともに、関係職員と必要な連絡を取り合い、顛末を直ちに施設長に報告することとし、連絡を受けた身元引受人は、速やかに報告に対応するものとする。
- 4 利用者に事故が発生した場合は、前項の規定を準用する。
- 5 事業のサービスの提供により、事業所の責に帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合は、事業所は速やかに損害賠償を行うものとする。

(非常災害対策)

第13条 事業所は、消防法関係法令の規定に基づく消防計画等の災害対処計画を作成し、非常災害対策を行う。

- 2 就業中は、火災危険防止のための自主点検を定期的に常時行い、火災予防に資する。
- 3 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に委託し、防火管理者が立会い点検を行う。

(業務継続計画の策定等)

第14条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する施設サービスの提供を継続的に実施するため、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（記録の保存、閲覧）

第15条 事業所は、サービス提供に関する計画、提供したサービス内容等の記録、身体拘束等の様態及び時間・状況並びに理由の記録、受け付けた苦情の内容等の記録、事故の状況及び行った措置の記録は、契約終了日より5年間保存する。

2 利用者及び身元引受人からの請求に応じて、サービス実施記録を閲覧又は複写物を交付する。なお、複写物作成等にかかる費用は、請求者の負担とする。

（その他運営についての重要事項）

第16条 事業所は、職員の資質向上を図るため、研修の機会をできるだけ多く持つよう努力する。従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させる。

2 職員は、業務上知り得た利用者又は身元引受人の秘密を保持する義務を負う。職を退いた後も同様とする。

3 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため身体拘束適正化委員会を設け、指針を定める。緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。なお、必要に応じて身体拘束を行う場合は、「身体拘束その他の行動制限防止に係る規範」の定めによる。

4 施設は適切な介護の提供を確保する観点から、入居者またはご家族等からのハラスメント行為等で業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するために必要な措置を講ずるものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関し必要な事項は、必要に応じて施設長が定める。

附則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

この規程は、平成15年9月1日から施行する。

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。
この規程は、令和元年 6 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 2 年 11 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 3 年 2 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 6 年 6 月 21 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日より適用する。

特別養護老人ホームさくらの里 重要事項説明書

(短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護)

1 施設の概要

(1) 施設の名称等

施設名	介護老人福祉施設 さくらの里
開設年月日	平成 14 年 4 月 1 日
所在地	長野県伊那市高遠町勝間 220 番地
電話番号	0265-94-1181
施設長	古村 香
介護保険事業所番号	2072400639

(2) 介護老人福祉施設の目的と運営方針

介護老人福祉施設が行う指定(介護予防)短期入所生活介護事業は、短期入所生活介護計画(ケアプラン)に基づいて、可能な限り居宅における生活の継続ができるよう、入浴、排泄、食事等の世話、在宅生活の継続に対する相談やそれを支援すること。また、家庭における生活と同様な社会生活上の便宜を提供し、機能訓練や療養上の世話を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ、できるだけ自立した生活ができるように支援することを目的としています。

その支援に当たっての基本的な精神は、利用する方の意思と人格を尊重して、常に利用している方の立場に立ったサービスを提供することであり、施設の中の雰囲気はいつも明るく家庭的であるように努めるとともに、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行うことが求められます。なお、地域との結びつきでは、居宅支援事業者や市町村、他の介護保険施設や保健医療サービス機関との連携も重要視されます。

この目的に沿って、当施設では、つぎのように運営方針を定めます。

「介護老人福祉施設さくらの里は、入所者の自立支援の促進を基本として、家庭生活と同じ雰囲気、明るく家庭的な生活が送れるよう努めます。また、チームケアにより入所者の意思と人格を尊重した質の高いサービスを提供致します。そのために常日頃から職員の資質の向上を目指して参ります。更に地域との交流を深め、地域に開かれた施設として共に支え合う施設をつくります。更に施設の環境整備にも万全を期し入所者が安心して入所生活が送られるよう努めて参ります。」

(3) 施設の職員体制

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準に基づき、規定された人員以上の職員を配置しております。

職 名	人 数	職 名	人 数
施設長（常勤）	1 名	医師（非常勤）	1 名以上
生活相談員	1 名以上	介護支援専門員	1 名以上
看護職員	3 名以上	介護職員	31 名以上
機能訓練指導員	1 名以上	業務職員	1 名以上
管理栄養士	1 名以上	事務職員	1 名以上

（４） 入所定員等

短期 11 床

階	個 室	2 人部屋	4 人部屋	合 計
1	5	1	1	11 人

2 サービス内容

（１） 食事

食事は、原則としてホールでおとり戴きます。食事の時間は、次のとおりです。なお、食事の場所や時間、メニューなど希望に応じて選んでいただく事も可能ですので相談下さい。

朝食 8 時から 9 時	昼食 12 時から 13 時	夕食 18 時から 19 時
--------------	----------------	----------------

（２） 入浴

歩行可能な方は、一般浴槽で入浴致しますが、入浴に特別な介助を要する方は、特別浴槽で対応致します。また、希望に応じて入浴方法を考慮させていただきます。ただし、入所者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。

（３） 口腔ケア

毎食後、歯磨きや口腔衛生のための支援を行います。

（４） 医学的管理及び看護

看護職員により利用者の状態に照らして適切な医療・看護を提供致します。

（５） 介護

介護職員は、利用者に対し必要な介護及び支援を行います。

（６） 機能訓練

作業療法士・看護職員・介護職員等によるレクリエーションなども含めたリハビリテーションを行います。

（７） 相談支援

生活相談員が入退所・苦情等入所に関する相談に応じます。

- (8) 理美容サービス
外部の業者によって月3～4回実施致します。
- (9) その他
上記の他必要に応じてサービスの提供を致します。

3 協力医療機関等

体調の急変時には、契約時に記入いただいた連絡先に速やかに連絡し、対応を相談させていただきます。原則として、利用者の主治医が対応しますが、健康状態が急変した場合には、協力医療機関への連携を行います。

【協力医療機関】

名 称	伊那中央病院
住 所	長野県伊那市小四郎久保 1313 番地 1
電 話	0265-72-3121

4 利用料金

- (1) 利用料金は別紙1に定めます。
- (2) 支払方法
毎月15日までに前月分の請求書を発行しますので、現金又は振込みされる場合は請求月末日までにお支払いください。口座引落の場合は27日（金融機関が休日の場合は翌営業日）に指定口座より引き落としができるようにしてください。

5 利用開始・終了について

- (1) 利用の開始・終了について
利用は、事前の契約に基づき、在宅介護支援事業所のサービス提供票に基づき行います。終了も同様と致します。

6 契約解除・終了について

- (1) 契約の解除について
利用者の都合により契約を解除される場合は、解除を希望する日の7日前までにお申し出ください。
- (2) 自動的契約の終了
- ・ 利用者の要介護認定更新が非該当と認定された場合（この場合は、更新前の認定期間で契約終了となります。）。
 - ・ 利用者が亡くなられた場合。
- (3) 契約終了
- ・ 利用者若しくは身元保証人が故意又は重大な過失により、事業者又はサービス従業者若しくは他の入所者等の生命、身体、財物及び信用を傷つけ、著しい背信行為を行うことなどによって契約の継続に重大な支障をきたした場合。

- ・ 利用者及び身元引受人並びに家族縁者等が施設利用以外に関することで、施設の業務遂行を妨げる行為を生じさせた場合。
- ・ 天災等により施設の使用が不能となった場合。
- ・ 止むを得ない事情により当施設を閉鎖又は縮小する場合（この場合は、30 日前まで文書により通知します。）

7 施設利用に当たっての留意事項

- (1) 面会
毎日、午前 8 時～午後 7 時までできます。
- (2) 外出・外泊
各フロアのサービスステーションで所定の手続きを済ませてください。
- (3) 飲酒
定められた場所と時間をお願いしております。
- (4) 所持品・備品等の持ち込み
予め入所時に確認を行いますが、必ず記名をお願いします。
- (5) 金銭及び貴重品の管理
自己管理のもと、必要な金銭以外はトラブル防止のためできる限り持ち込みは遠慮ください。施設へ預ける場合は、預かり金規程に基づき管理します。
- (6) 外泊時等施設外での受診
施設外で医療機関に受診する場合は、事前に職員に申し出てください。なお、受診の付き添い及び送迎は実施しておりません。
- (7) 宗教活動
施設内での宗教活動は遠慮ください。
- (8) ペット等の飼育、持込み
他の利用者等の迷惑となる恐れがありますので、遠慮ください。

8 非常災害対策

- ・ 施設の防災計画に基づき、防災訓練を年 2 回実施致し非常時に備えています。また、施設内にはスプリンクラー、消火器、消火栓を備えてあります。避難経路は屋内に特別避難 階段、屋外には避難用の滑り台を設置しております。
- ・ 火災発生等の災害発生時は、当直者、夜勤者が初期消火に努める一方消防署、職員連絡網によりそれぞれ速やかな情報伝達を行います。
- ・ 消防署、職員が駆けつけるまで、5 人の夜勤者が利用者の避難誘導に当たります。

9 感染症予防対策

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、体制の整備と研修を行ない、衛生管理および衛生的なケアを行います。

10 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して入所生活を送って戴くために、入所者及び身元引受人の「営利行為、宗教活動、特定の政治活動」は禁止しております。

11 身体拘束等の廃止について

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。

緊急やむを得ず利用者の身体的拘束その他の行動を制限する場合は、文書により利用者及び身元引受人に対し説明して同意を得るものとします。

12 虐待防止について

虐待防止のための体制を整備し、指針に基づき未然防止に努め、虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合は速やかに適切に対処します。

13 事故発生の防止及び発生時の対応

当施設では、安全かつ適切に質の高いサービスを提供するために事故発生防止の指針を定め、事故を防止するための体制を整備しています。

入居者に対するサービス提供によりやむをえず事故が発生した場合は、迅速に応急処置を行なうとともに、身元引受人に対して連絡を行ないます。

事故の発生状況や対応については記録し、保険者に報告します。さらに賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行なうものとします。

14 サービス内容に関する要望及び苦情等の相談

当施設の生活相談員に気軽に相談ください。看護・介護職員や施設長に直接お話戴いても結構です。なお、当施設では、苦情解決に関する規程に基づき下記の方に苦情解決のための第三者委員を委嘱しております。

丸山 敦	
伊藤 のり子	
伊東 秀岳	

また、住所地の各市町村の介護保険担当窓口及び下記の長野県国保団体連合会に相談することもできます。

伊那市役所 保健福祉部 社会福祉課	〒396－8617 長野県伊那市下新田 3050	0265－78－4111（代）
長野県 国保団体連合会	〒380－8111 長野市大字西長野字加茂北 143－8	026－238－1580

15 提供するサービスの第三者評価の実施状況

第三者評価は受審しておりません。

別紙 1（令和 7 年 4 月 1 日改正）

① 併設型（介護予防）短期入所生活介護費

（1 日あたりの単位数）

種類	介護度		要介護度				
	1	2	1	2	3	4	5
個室（従来型） 多床室	451	561	603	672	745	815	884

注1 上記以外に、次の項目を加算算定する、もしくは算定する可能性があります。

機能訓練体制加算 12 単位／日、サービス提供体制強化加算（Ⅰ）22 単位／日、サービス提供体制強化加算（Ⅱ）18 単位／日、夜勤職員配置加算（Ⅲ）15 単位／日、介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）基本サービス費及び各種加算を加えた単位数の 14%が別途加算されます。

注2 個別機能訓練加算 56 単位／日、療養食加算 8 単位／回、若年性認知症入所者受入加算 120 単位／日、認知症行動・心理症状緊急対応加算 200 単位／日、緊急短期入所受入加算 90 単位／日をいただく場合があります。

注3 送迎をした場合は 184 単位／回をいただきます。

注4 負担割合に応じ、単位数×10 円の 1～3 割が利用者負担となります。

② 滞在費及び食費（負担限度額）

ア．居住費

個室（従来型） 1 日当たり 1,231 円

多床室 1 日当たり 915 円

イ．食費

1 日当たり 1,445 円（朝食 253 円、昼食（おやつ含む）686 円、夕食 506 円）

ア及びイについて、特定入所者介護サービス費の対象者（入所者負担第 1 段階から第 3 段階の方）は、下記の料金表の通り、入所者負担段階に応じて負担限度額をお支払いいただきます。基準費用額との差額は、介護保険より補足給付されます。なお、第 4 段階の方は補足給付がありませんので、全額お支払いいただきます。

（単位：円／日）

段階		第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階	第 3 段階	第 4 段階
種類				①	②	
	滞在費	個室（従来型） 380	480	880	880	1,231
	多床室	0	430	430	430	915
食費		300	600	1,000	1,300	1,445

③ その他の料金

(単位：円／日)

種 類	金 額
特別な食事	1 食ごとの実費
理美容代	1 回当たり 2,500 円
テレビ・電気毛布等の電気代	1 日当たり 50 円
医療費	医療機関に掛かった場合はその実費
その他クラブ活動・行事・行楽費等個別対応の費用については、自己負担となります。	

重要事項説明書【指定（介護予防）短期入所生活介護】 承諾書

特別養護老人ホームさくらの里（以下、「事業者」という。）の指定（介護予防）短期入所生活介護利用にあたり、利用者及び身元引受人に対して契約書及び重要事項説明書に基づく重要事項を説明致しました。

令和 年 月 日

事業者 特別養護老人ホームさくらの里
住 所 長野県伊那市高遠町勝間 220 番地

代 表 者 施設長 古村 香 ㊞

私は、契約書及び重要事項説明書により事業者から指定（介護予防）短期入所生活介護についての重要事項の説明を受け、これを承諾致しました。

令和 年 月 日

利用者 住 所

氏 名 ㊞

身元引受人 住 所

氏 名 ㊞

（続柄 ）

次の理由により、入所者の署名を代行しました。

- ① 入所者の手が不自由で文字の記載ができないため
- ② 入所者の意思が明確でないため
- ③ その他（ ）